

令和6年度における立入検査結果について

令和7年4月
関東東北産業保安監督部
電力安全課

関東東北産業保安監督部において、電気事業法第107条に基づき、令和6年度に実施した立入検査の結果は、以下のとおりです。

○電気事業者

検査対象事業場数	選定理由
4	交通、放送、医療、通信、ガス、上下水道等の社会的に重要と認められる事業場

○自家用電気工作物設置者

検査対象事業場数	選定理由
30	電気関係報告規則第3条の規定に該当する事故が発生した事業場
5	経年劣化のおそれがある事業場
25	交通、放送、医療、通信、ガス、上下水道等の社会的に重要と認められる事業場
5	保安の確保が適切でないおそれのある事業場
1	電気保安の実態を把握する必要があると認められる事業場

○登録調査機関

検査対象機関数	選定理由
3	定期検査

○指摘事項等について

指摘事項等	件数	具体例
設置者は保安規程を遵守すること。	3	・体制表及び運転基準が構築されていない。 ・点検の記録や保安教育が実施されていない。
設置者は関係書類を保管すること。	1	・保安規程を紛失している。点検記録を保安規程に定める期間保管していない。
設備の不良事項を改修し報告すること。	9	・電路の絶縁抵抗値が基準を満たしていない。 ・接地工事施工方法が不適切。

		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のさく等の見えやすい場所に危険である旨の表示がされていない。 ・PASのA種接地抵抗値が技術基準の値を満たしていない。 ・キュービクルが錆で腐食し雨漏りしている。また、扉も開閉できない。 ・地下電気室の天井より漏水し、床に水が溜まっている。
設備の周りの植物の伐採を行うこと。	1	・キュービクルが植物で覆われ、また蜂の巣ができているため、安全に点検等が行えない。
保安規程の点検基準表を見直すこと。	1	・点検基準表に記載されている設備と実際の設備が一致していない。
その他	1	・届出が適切に行われていない。